

| 海上自衛隊仕様書 |                 |         |               |
|----------|-----------------|---------|---------------|
| 物品番号等    |                 | 仕様書番号   | MHP-J-06001-2 |
| 名称       | 基地用航空武器等製造共通仕様書 | 長官承認年月日 |               |
|          |                 | 作成年月日   | 6. 4. 25      |
|          |                 | 改正年月日   | 10. 12. 8     |
|          |                 | 海幕航空機課  |               |

## 1 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、海上自衛隊の使用する基地用航空武器等の製造に関する共通事項について適用する。

### 1.2 用語の定義

1.2.1 用語の定義 この仕様書で使用する用語の定義は、次による。

- a) 貸付品 契約履行のため、契約の相手方に貸し付ける治工具、測定器等。
- b) 官給品 契約に基づき、分任物品管理官が受注業者に引き渡す所要の物品。
- c) 監督 会計法第29条第11項第1号による監督をいい、監督官が契約の途中において、材料等の品質、工程の管理、その他必要事項について契約上の要求事項に適合するか否かを確認すること。
- d) 技術刊行物 基地用航空武器等の運用及び整備等を適正に行うために必要な、それらの取扱、整備技術等に関する事項を解説した刊行物。
- e) 技術刊行物改定要求書 (MER) 技術刊行物の改定を必要と認めた場合、改定すべき内容を記載し、補給本部装備計画部航空装備計画課長に要求するもの。
- f) 技術変更提案 (ECP) 基地用航空武器等の調達に係わる契約に基づき、契約の相手方に仕様書、承認図面の技術的事項の変更を提案させ、技術改善に資する改善制度
- g) 寄託品 保管、改造のために、管理換えが行われ、契約履行のため、契約の相手方に搬入される物品。
- h) 基地用航空武器等 基地用航空武器及び航空機を搭載する護衛艦に搭載して使用する航空武器等。(以下、機器という。)
- i) 基地用航空武器 航空武器等のうち、基地において使用する器材。
- j) 航空武器等 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器

材、電波器材、気象器材、写真器材及び戦術情報処理器材並びにこれらに付随する器材（整備用器材を除く。）のうち、航空機又は航空機の航行に関するもの。

- k) 基地用航空武器等不具合通知（BUR） 基地用航空武器等において発生した重要な不具合について、関係各部に対し注意を喚起するとともに、早急な対策を要望するために行う情報提供制度。
- l) 契約担当官等 調達実施本部における支出負担行為担当官、代理支出負担行為担当官及び分任支出行為担当官。
- m) 検査 会計法第29条第11項第2号による検査をいい、製造その他の請負契約又は物品の調達等の契約に基づく調達品の品質及び数量等が契約上の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うこと。
- n) 個別仕様書 契約単位毎に、当該契約に適用する個別の仕様書及び調達要領指定書
- o) 承認用図面 契約の相手方が個別仕様書に基づき実施する機器の製造の着手にあたり、契約担当官等の承認を得るために作成し、提出する図面。（文書、表及び写真を含む）
- p) 承認図面 契約担当官等の承認を得た承認用図面。（文書、表及び写真を含む）
- q) 取扱説明書 海上自衛隊の使用する装備品等に関し、その概要、構造及び作動、取扱法、整備法及び安全に関する事項を記述した技術刊行物。
- r) 秘密 秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号）第2条に基づいて防衛庁が指定した秘密。
- s) 秘密区分 防衛秘密については、秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条に、秘密については、秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号）第5条に規定する「機密」、「極秘」及び「秘」の区分。
- t) 付属品 機器の本体から分離しても、機器そのものの性能に直接的な影響を与えないが、これがあれば機器の用途が拡張され、保守の面からも便利であり、使用の便宜及び機器の保護が図られるもので機器に添付又は付属されているもの。
- u) 物品管理官等 物品管理官及び分任物品管理官。
- v) 防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保全保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する秘密。

- w) 補給品選定審査表 機器の全構成品を展開して、それぞれの部品の技術及び管理上の諸元をまとめた表で、MRS-G-00008プロビジョニング資料作成共通仕様書の1.2 d)によるもの。
- x) 類別原資料 物品の管理、補給業務を有効、適切に実施するため、物品の特性、性能、形状、規格、用途等を一定の基準に従って分類、識別し、当該部品に係わる品目名、物品番号等物品の識別諸元を設定するための基礎資料。
- y) 予備品 機器に使用している部品が不良等の場合に交換するため、機器に添付されている部品であって、M3P-N-Z6043予備品共通仕様書の2によるもの。
- z) カタログ品 汎用測定器、汎用端末機器等の一般市販品。

1.2.2 略語の定義 共通仕様書で使用する略語は、次による。

- a) BUR (Based Air Weapon Unsatisfactory Material/Condition Report) 基地用航空武器等不具合通知。
- b) ECP (Engineering Change Proposal) 技術変更提案。
- c) MER (Maintenance Engineering Request) 技術刊行物改定要求書。

1.3 種類 種類は、個別仕様書による。

1.4 関連文書

1.4.1 引用文書 この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項とこの仕様書が矛盾する場合は、この仕様書が優先する。

a) 規格

- JIS Z 9902 品質システム—製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル
- JIS Z 9903 品質システム—最終検査・試験における品質保証モデル
- NDS C 0001 艦船用電子機器通則
- NDS C 0002 地上用電子機器通則
- NDS Z 0001 包装の総則
- NDS Z 8011 角形銘板

## b) 仕様書

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| DSP Z 9002             | 品質管理共通仕様書              |
| DSP Z 9003             | 検査制度共通仕様書              |
| DSP Z 9006             | 品質管理共通仕様書              |
| MRS-G-00008            | プロビジョニング資料作成共通仕様書      |
| MSP-N-Z6043            | 予備品共通仕様書(艦船搭載武器等用)     |
| 海幕技武1仕第36-34号(39.9.11) | 海上自衛隊電子及び通信機器承認用図面作成要領 |
| 海幕技武1仕第36-91号(36.9.27) | 予備品(電子部品)包装要領共通仕様書     |

## c) 法令等

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 会計法              | (昭和22年法律第35号)            |
| 日米相互援助協定に伴う秘密保護法 | (昭和29年法律第166号)           |
| 秘密保護法施行令         | (昭和29年政令第149号)           |
| 防衛秘密の保護に関する訓令    | (昭和33年防衛庁訓令第51号)         |
| 秘密保全に関する訓令       | (昭和33年防衛庁訓令第102号)        |
| 海上自衛隊補給実施要領      | (補本装補第1号。10.12.8)        |
| 航空機等整備基準         | (海幕装備第5622号。10.12.8)     |
| 信頼性管理実施要領        | (補本装航第91号。10.12.8)       |
| 航空機等及び航空武器等の     | (補本装航第93号。10.12.8)       |
| 技術刊行物管理実施要領      |                          |
| 基地用航空武器等整備基準     | (海幕航空第5629号。10.12.8)     |
| 海上自衛隊の使用する装備品等の  | (海幕装備第5624号。10.12.8)     |
| 技術刊行物の管理基準       |                          |
| 航空機等技術刊行物の作成標準   | (海幕航空第1838号。3.4.17別冊)    |
| 入札及び契約心得         | (防衛庁調達実施本部公示第2号。51.1.14) |

## d) 参考文書

|       |                |
|-------|----------------|
| 電波法   | (昭和25年法律第131号) |
| 物品管理法 | (昭和31年法律第113号) |
| 特許法   | (昭和34年法律第121号) |
| 実用新案法 | (昭和34年法律第123号) |
| 意匠法   | (昭和34年法律第125号) |

商標法 (昭和34年法律第127号)

著作権法 (昭和45年法律第48号)

## 2 設計条件

### 2.1 一般的要求事項

- a) NDS C 0001の3.1による。
- b) カタログ品を除き、NDS C 0001の3.1による。
- c) NDS C 0002の2.1による。
- d) カタログ品を除き、NDS C 0002の2.1による。
- e) a) ~ d) によらない場合は、個別仕様書による。

### 2.2 部品・材料

- a) NDS C 0001の4.2及び4.3によるものとし、部品の規格等は、原則としてJIS, NDS, DSP又はMILとする。
- b) カタログ品を除き、NDS C 0001の4.2及び4.3によるものとし、部品の規格等は、原則としてJIS, NDS, DSP又はMILとする。
- c) NDS C 0002の3.1によるものとし、部品の規格等は、原則としてJIS, NDS, DSP又はMILとする。
- d) カタログ品を除き、NDS C 0002の3.1によるものとし、部品の規格等は、原則としてJIS, NDS, DSP又はMILとする。
- e) a) ~ d) によらない場合は、個別仕様書による。

### 2.3 製造方法・加工方法

- a) NDS C 0001の4.4によるものとし、製作にあたっては、信頼性が高く、かつ、経年変化が少なくなるように配慮する。
- b) カタログ品を除き、NDS C 0001の4.4によるものとし、製作にあたっては、信頼性が高く、かつ、経年変化が少なくなるように配慮する。
- c) NDS C 0002の3.2によるものとし、製作にあたっては、信頼性が高く、かつ、経年変化が少なくなるように配慮する。
- d) カタログ品を除き、NDS C 0002の3.2によるものとし、製作にあたっては、信頼性が高く、かつ、経年変化が少なくなるように配慮する。
- e) a) ~ d) によらない場合は、個別仕様書による。

- 2.4 構成 構成は、個別仕様書による。
- 2.5 構造・形状・寸法・質量
  - 2.5.1 構造・形状 構造・形状は、個別仕様書に規定し、細部は承認図面による。
  - 2.5.2 寸法・質量 寸法・質量は、個別仕様書に規定し、細部は承認図面による。
- 2.6 機能 機能は、個別仕様書による。
- 2.7 性能 性能は、個別仕様書による。
- 2.8 信頼性・整備性 信頼性・整備性は、次による。
  - a) NDS C 0001の3.1.6による。
  - b) カタログ品を除き、NDS C 0001の3.1.6による。
  - c) NDS C 0002の2.1.5及び2.1.11の(5)～(10)による。
  - d) カタログ品を除き、NDS C 0002の2.1.5及び2.1.11の(5)～(10)による
  - e) a) ～ d) によらない場合は、個別仕様書による。
- 2.9 安全性 安全性は、次による。
  - a) NDS C 0001の3.1.14によるものとし、機器の設計にあたっては、運用及び整備上必要な安全対策を施すものとする。
  - b) カタログ品を除き、NDS C 0001の3.1.14によるものとし、機器の設計にあたっては、運用及び整備上必要な安全対策を施すものとする。
  - c) NDS C 0002の2.1.8及び2.1.9によるものとし、機器の設計にあたっては運用及び整備上必要な安全対策を施すものとする。
  - d) カタログ品を除き、NDS C 0002の2.1.8及び2.1.9によるものとし、機器の設計にあたっては、運用及び整備上必要な安全対策を施すものとする。
  - e) a) ～ d) によらない場合は、個別仕様書による。
- 2.10 設置調整等 工場における所要の作業を完了した機器及び付属品等は、分解・包装して、所定の設置場所に搬入し、実施要領に基づき設置調整を実施する。
  - 2.10.1 設置調整等作業 設置場所において実施する作業項目は、次による。
    - a) 設置
    - b) 耐震
    - c) 配線

d) 調 整

e) 試 験

2.10.2 実施要領 設置調整作業を実施する場合、実施要領を契約担当官等へ提出し、承認を得るものとする。実施要領の項目は、次による。

a) 設置要領

b) 耐震要領

c) 配線要領

d) 調整要領

e) 試験要領

2.11 外囲条件・消費電力

2.11.1 外囲条件 外囲条件は、個別仕様書による。

2.11.2 消費電力 消費電力は、個別仕様書による。

2.12 製品の表示

2.12.1 銘 板

a) NDS Z 8011によるものとし、細部は、承認図面による。

b) カタログ品を除き、NDS Z 8011によるものとし、細部は承認図面による。

c) a) 及び b) によらない場合は、個別仕様書による。

2.12.2 塗 装 塗装は、次による。

a) NDS C 0001の4.4.8によるものとし、細部は、承認図面、塗色は、個別仕様書による。

b) カタログ品を除き、NDS C 0001の4.4.8によるものとし、細部は、承認図面、塗色は、個別仕様書による。

c) NDS C 0002の3.2.6によるものとし、細部は、承認図面、塗色は、個別仕様書による。

d) カタログ品を除き、NDS C 0002の3.2.6によるものとし、細部は、承認図面、塗色は、個別仕様書による。

e) a) ～ d) によらない場合は、個別仕様書による。

## 2.13 品質管理

- a) DSP Z 9002又はJIS Z 9902及びDSP Z 9006を適用し実施する。
- b) カタログ品を除き、DSP Z 9002又はJIS Z 9902及びDSP Z 9006を適用し、実施する。
- c) DSP Z 9003又はJIS Z 9903を適用し、実施する。
- d) カタログ品を除き、DSP Z 9003又はJIS Z 9903を適用し、実施する。
- e) a) ~ d) によらない場合は、個別仕様書による。

## 2.14 技術審査 技術審査は、個別仕様書による。

## 3 品質保証

### 3.1 監督・検査 監督・検査は、契約担当官等の定めるところによる。

### 3.2 製品試験 製品試験は、個別仕様書による。

### 3.3 標準試験状態

#### a) 標準試験状態

- 1) 周囲温度 5~35° C
- 2) 相対湿度 45~85%
- 3) 気圧 通常の大気圧

#### b) 他の試験状態 a) によらない場合は、個別仕様書による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

#### 4.1.1 個装・内装

- a) NDS Z 0001の3.3.2 (2) レベルBによる。
- b) NDS Z 0001の3.3.2 (3) レベルCによる。
- c) a) 及び b) によらない場合は、個別仕様書による。

#### 4.1.2 外装

- a) NDS Z 0001の3.3.3 (2) レベルIIによる。



b) NDS Z 0001の3.3.3 (3) レベルⅢによる。

c) a) 及び b) によらない場合は、個別仕様書による。

4.1.3 予備品の包装 予備品の包装は、海幕技武1仕第36-91号による。

4.2 包装の表示 包装の表示は、NDS Z 0001の4による。

4.3 輸送方法 輸送方法を指定する必要がある場合は、個別仕様書による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

a) 提出書類の提出先及び部数は、表5.1による。

b) a) によらない場合は、個別仕様書による。

表5.1

| 番号 | 提出書類         | 提出先 及び 提出部数 |          |            | 提出期限      | 備考  |
|----|--------------|-------------|----------|------------|-----------|---|
|    |              | 補給<br>本部    | 現品<br>添付 | 契約担<br>当官等 |           |   |
| 1  | 承認用図面        |             |          | 5          | 製造<br>開始前 | 海幕技武1仕第36-34号によって作成する。                                    |
| 2  | 類別原資料        | 1           |          |            | 契約<br>期間中 | 機器の構成についてMRS-G-00008の付属書2によって作成する。                        |
| 3  | 補給品選定<br>審査表 | 1           |          |            |           | MRS-G-00008によって作成する。ただし、部品諸元表、部品図は、海幕技武1仕第36-34号によって作成する。 |
| 4  | 取扱説明書<br>(案) | 1           |          |            |           | 海幕航空第1838号によって作成する。                                       |
| 5  | 検査成績書        |             | 1        |            | 納入時       | 契約担当官等の定めるところによる。   |

注 1. 番号2及び3は、最初に調達する機器又は機器を改造したとき提出する。  
2. 機器の改造に伴い、番号2及び3に変更がない場合は、提出しない。

## 5.2 官給品・貸付品

### 5.2.1 官給品

- a) 官給品の品名, 形名, 数量, 官給時期及び官給場所は, 個別仕様書による。
- b) 契約書等に定める官給時期に官給を受けることができるように, 契約後速やかに支部等を経由し物品管理官等に申請し, その指示を受けるものとする。
- c) 官給品の引渡しを受けた場合には, 補本装補第1号第2編第5章に定める受領書を物品管理官等に, その写しを支部等に提出するとともに, 官給品の適切な管理を行うものとする。
- d) 引渡しを受けた官給品は, 契約履行以外の目的に使用してはならない。
- e) 官給品の引渡し, 管理等に要する費用は原則として契約の相手方の負担とする。ただし, 明らかに官給以前の不具合が明確な場合又は契約の相手方に責任のない不具合官給品について, 修理が必要な場合の費用負担は契約担当官等に申請し, その指示を受けるものとする。

### 5.2.2 貸付品

- a) 貸付品の品名, 形名, 数量及び貸付場所は, 個別仕様書による。
- b) 契約書等に定める貸付時期に貸付を受けることができるように, 契約後速やかに契約担当官等の指示を得て補本装補第1号第2編第2章第7節に定める無償貸付申請書によって支部等を経由し, 物品管理官等に申請するものとする。
- c) 貸付品の引渡しを受けた場合には, 補本装補第1号第2編第2章第7節に定める受領書及び借用証を物品管理官等に, その写しを支部等に提出するとともに, 貸付品の適切な管理を行うものとする。
- d) 引渡しを受けた貸付品は, 契約履行以外の目的に使用してはならない。
- e) 契約書等に定める貸付期限が到来したときは速やかに契約担当官等の指示を得て, 物品管理官等に返還手続又は継続貸付手続を行うものとする。

なお, 貸付品返還の際には補本装補第1号第2編第2章第7節に定める返品書を貸付品に添付するものとする。

また, 貸付品の不具合等により返還又は修理が必要な場合には, 支部等の確認を得た上で契約担当官等の指示を受けるものとする。

- f) 貸付品の引渡し、管理等に要する費用は原則として契約の相手方の負担とする。ただし、明らかに貸付以前の不具合が明確な場合又は契約の相手方に責任のない不具合貸付品について、修理が必要な場合の費用負担は契約担当官等に申請し、その指示を受けるものとする。

### 5.3 付属品・予備品

5.3.1 付属品 付属品は、個別仕様書に未規定し、細部は承認図面による。

5.3.2 予備品 予備品は、個別仕様書に未規定し、細部は承認図面による。

5.4 寄託品 個別仕様書による。

5.5 承認用図面 機器の製造に先立ち、次のほか、防衛庁調達実施本部公示第2号の定めるところに従って提出し、契約担当官等の承認を得るものとする。

5.5.1 承認用図面の作成 承認用図面の作成は、海幕技武1仕第36-34号による。

5.5.2 承認用図面の種類

a) 機器構成表

b) 系統図

c) 機器の外観図

d) 機器の盤間配線図

e) 部品諸元表

f) 付属品表

g) 付属品図

h) 予備品表

i) 銘板図

j) a) ~ i) によらない場合は、個別仕様書による。

### 5.6 取扱説明書

a) 取扱説明書は、海幕航空第1838号に従って作成し、取扱説明書(案)を補給本部に提出して審査を受ける。

b) カタログ品の汎用マニュアルを取扱説明書とする場合は、海幕装備第5624号による。

c) 取扱説明書の納入先は、補給本部とし、作成部数は個別仕様書による。

## 5.7 秘密保全

a) 防衛秘密 防衛秘密の文書・図面等の取扱い又は、物品の製造・保管などを行う場合は、防衛庁訓令第51号に基づき、その取扱いに万全の注意を払うものとする。

なお、機器及び関連物件、文書及び図面等の秘密事項について、その事項、名称、指定事項及び秘密区分は、個別仕様書による。

b) 秘密 秘密の文書・図面等の取扱い又は、物品の製造・保管などを行う場合は、防衛庁訓令第102号に基づき、その取扱いに万全の注意を払うものとする。

なお、機器及び関連物件、文書及び図面等の秘密事項について、その事項、名称、指定事項及び秘密区分は、個別仕様書による。

5.8 工業所有権・著作権 工業所有権・著作権の利用によって生起する問題は、すべて契約の相手方の責任において処理する。

5.9 技術変更提案（ECP） 技術変更提案をする場合は、海幕航空第5629号の第4章、海幕装備第5622号及び補本装航第91号に従い実施する。

なお、承認された技術変更提案は、契約中のもの又は将来契約が予定されている場合で契約担当官等を通じて契約の相手方に通知されたときは、個別仕様書の一部とみなすものとする。

## 5.10 技術支援活動

5.10.1 資料の提出 契約の相手方は契約担当官等を通じて指示された場合、技術支援活動を行い、必要に応じて資料を提出する。

5.10.2 基地用航空武器等不具合通知（BUR）対策 基地用航空武器等不具合通知（BUR）対策は、海幕航空第5629号の第4章及び補本装航第91号に従い実施する。

5.10.3 技術刊行物改定要求書（MER） 技術刊行物改定要求をする場合は、海幕航空第5629号の第4章及び補本装航第93号に従い実施する。

5.11 官側における支援 契約の相手方は、契約の履行にあたって官側の支援を必要とする場合には、契約担当官等に申請して官有器材及び施設等の使用、飛行試験及び整備支援等を得ることができる。